公益財団法人小山市育協会スポーツ大会奨励記念品交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人小山市体育協会スポーツ顕彰に関する選考基準内規 (以下「選考基準内規」という。)第3条に基づき、全国大会等に出場し、優秀な成績を収め た選手及び団体に対して交付するスポーツ大会奨励記念品(以下「奨励記念品」という。)の 細部に関する事項を定めることを目的とする。

(対象)

- 第2条 奨励記念品は、選考基準内規第2条第1項第2号イに該当する個人及び団体に交付するものとする。
- 2 対象となる個人及び団体は、関係する大会に出場する時点で、協会に加盟していなければならない。

(奨励記念品交付申請)

第3条 奨励記念品の交付を受けようとする個人及び団体の所属長は、スポーツ大会奨励記 念品交付申請書により、大会結果報告書及び同大会要綱を各2部添付し、公益財団法人 小山市体育協会会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(奨励記念品交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請について審査し、奨励記念品を交付すべきものと認めたときは、 当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(奨励記念品の交付)

- 第5条 会長は、個人及び団体に対して、総務委員会で選定した奨励記念品を交付するものとする。
- 2 奨励記念品の交付は、該当する各大会毎に適用し、それぞれ年1回とする。 (奨励記念品交付の特例措置)
- 第6条 会長は、各種スポーツ関係情報及び関係競技団体等の申請に基づき、次の特例措置により、第5条を適用して奨励記念品を交付することができる。
 - (1) 選考基準内規第2条第1項第4号アに該当する者
 - (2) 選考基準内規第2条第1項第2号イ、ウ、エ及びオに該当する者
 - (3) 協会に加盟する団体が県南五市対抗親善総合競技大会及び県民スポーツ大会中央大会に出場して優勝した場合は、次表に基づき奨励記念品を交付する。

県南五市対抗親善総合競技大会 優勝	30, 000円
県民スポーツ大会中央大会 優勝	20, 000円
県民スポーツ大会中央大会 準優勝	10, 000円

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日) 附 則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第1条第2項スポーツ 商品券の削除。)

附 則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第2条第2号イから第 2条第1項第2号イへの改正。)

附則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第2条第2項の条文の一部改正。)

附 則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第5条に定める別表1及び別表2の削除及び奨励記念品の総務委員会による選定の条文を追加。)

附則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第6条第1号の条文第 2条第4号アから第2条第1項第4号アへの改正。)

附則

この要綱は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第6条第2号の条文第 2条第2号イ、ウ、エから第2条第1項第2号イ、ウ、エへの改正。)